

# 令和7年度第4回 米原市下水道事業審議会

---

令和7年1月13日 13:30～

米原市役所山東支所 会議室2AB

# 本日の予定

---

- 日程 > 米原市下水道事業経営戦略の策定について
- 
- 1 第3回審議会のおさらい
  - 2 経営目標の再設定と使用料改定率について
  - 3 下水道使用料体系について
-

# 1 第3回審議会のおさらい

## 説明要旨

1 投資試算、財源試算について、3つの検討パターンで比較検討した結果、繰入金を含めた場合、どの検討パターンにおいても、**当面の間、収支ギャップ(支出が収入を上回ること)は生じない**との試算結果になりました。

それぞれの検討パターンの試算結果は以下のとおりです。

検討パターン	結果
①成り行き	最終損益、繰入金、企業債、資金、経費回収率のすべてに解消すべき課題があります。
②経営改善反映	①成り行きと比較して、繰入金、資金の課題は一定解消されますが、最終損益や経費回収率の課題は残っています。
③W-PPP未導入の場合	②経営改善策よりも最終損益や資金等が悪化することから、本市においてもW-PPPを導入する必要性は高いという結果となりました。

# 1 第3回審議会のおさらい

## 説明要旨

2 物価高騰が汚水処理の維持管理費に及ぼす影響について試算した結果、成り行き任せで経営した場合、向こう10年間(R8～R17)の平均は、直近5年間実績(R2～R6)の平均に比べて約20%増加する見込みとなりました。

このうち、約4%は、下水道事業の経営改善の取組みにより削減できる見込みですが、残り約16%増加分に対して、一定の回収を図るために、10%以上の下水道使用料改定が望ましいと考えられます。

3 従来の経営目標は、一般会計からの基準外繰入金を削減することでしたが、資本費平準化債の制度拡充により課題を解消できる見通しになることから、次の段階の経営目標を定めるため、今回の経営戦略において、将来の更新に備えた資金確保策を検討することとしていました。

しかし、将来更新費用に備えるために、資産維持費分を含めて使用料収入を増収させたとしても、現行の仕組みでは、繰入金が減少してしまい、資金の積立てができないとの結果になりましたので、資産維持費は含めない整理をしました。

# 1 第3回審議会のおさらい

## 説明要旨

4 使用料改定率に関する事務局案としては、県内市町の使用料水準を加味した場合、15%改定は使用者への負担が重いと考えますので、経営改善に取り組まなかつた場合の4%分と物価高騰分の15.8%とを合わせた約20%の增加分に対し、下水道事業の経営改善の取組みと市の財政負担で10%を引下げ、残り10%を使用者負担分として改定水準とすることが望ましいのではないかと考えています。

5 経営の基本方針は、現行経営戦略を踏襲して「強固な経営基盤の確立と安定した下水道サービスの提供」とし、以下の投資目標、財源目標を設定します。

### ＜投資目標＞

着実な更新投資を実施し、耐震化と老朽化対策を図ることと農業集落排水施設の公共下水道切替を計画通りに進めていく。

### ＜財源目標＞

- ・ 経費回収率は、現状以上の水準を維持する。
- ・ 資金残高は、11億円以上の水準を維持する。

# 1 第3回審議会のおさらい

---

## 主な意見

・ 今回の事務局からの説明を聞いて、改定率をどうしていくとよいのか意見を出しにくい。必要なのであれば何パーセント上げても良いけれども、市民が納得してお金を払えるようなわかりやすい説明が一番大事ではないか。

何か目標を掲げ、その目標を達成するために何パーセント使用料を上げなければいけないのかということを資料中に整理して、改めてどうでしょうかと示して欲しい。

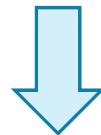
→ 基準外繰入金の削減に代わる次の段階の経営目標について再設定した上で、使用料改定率の考え方について、改めてお示します。 (資料P7～P13)

---

## 2 経営目標の再設定と使用料改定率について

### (0) 経営目標の再設定に向けて<経過のまとめ>

現行経営戦略



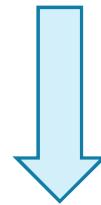
経営環境の変化



経営戦略見直し方針



検討の経過



経営目標の再設定

課題：基準外繰入金への依存が大きい。

経営目標：基準外繰入金が無くても今後50年以内に一度は黒字転換することを目指す。

→ 改定率10%(ただし、二段階方式採用)

- 物価高騰、流域下水道維持管理負担金単価改定等によるコストの増加

- 資本費平準化債の制度拡充に伴う基準外繰入の削減

- 既定の「二段階方式」に関わらず、改定率を検討する。

- 将来の施設更新に備えて、どの時期にどの程度の資金の積立てが必要かを検討する。

- 物価高騰等の影響により、直近5年間実績に比べて向こう10年間の汚水処理に係る維持管理費は、**約20%増加**。

- 現在の仕組みでは、下水道使用料を上げても繰入金が減少するため、将来の施設更新に備えるための資金確保ができない。

・何を目標に使用料を改定するのか、市民にわかりやすく。

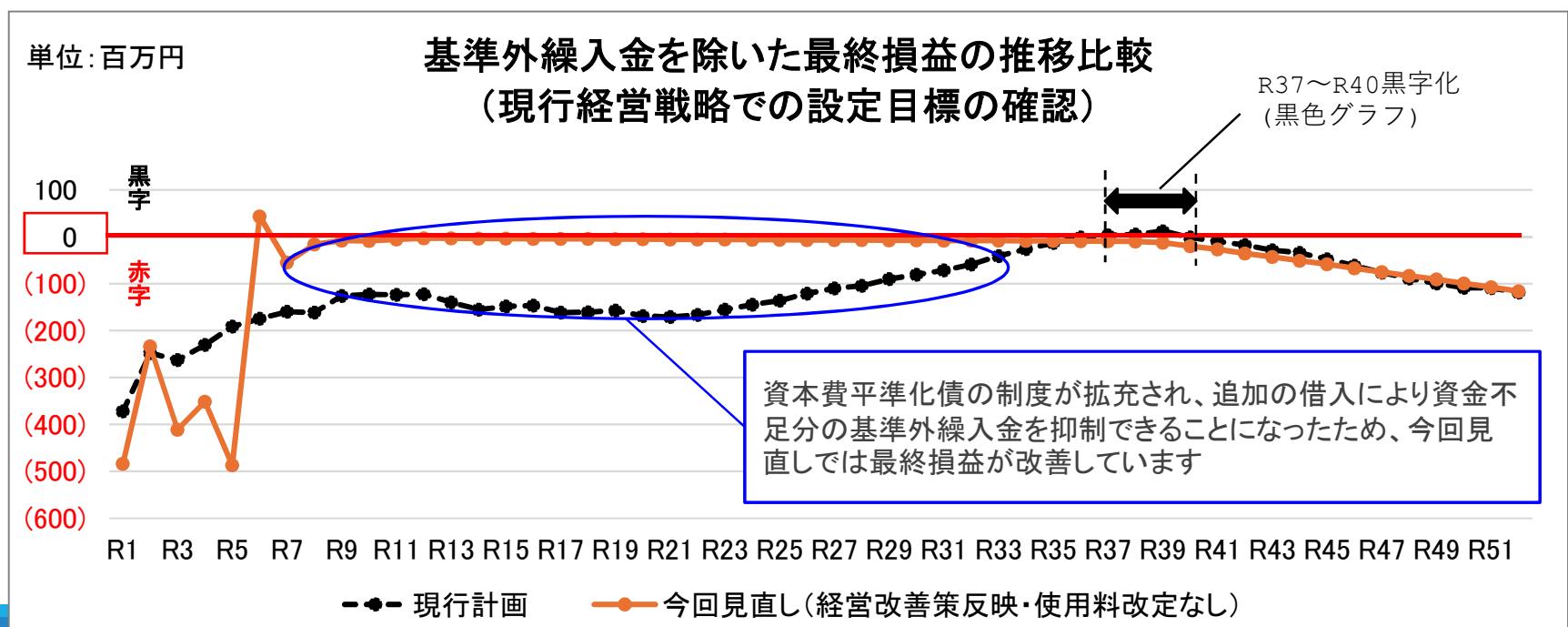
1 現行経営戦略設定目標の振り返り

2 新しい経営目標設定に関する提案

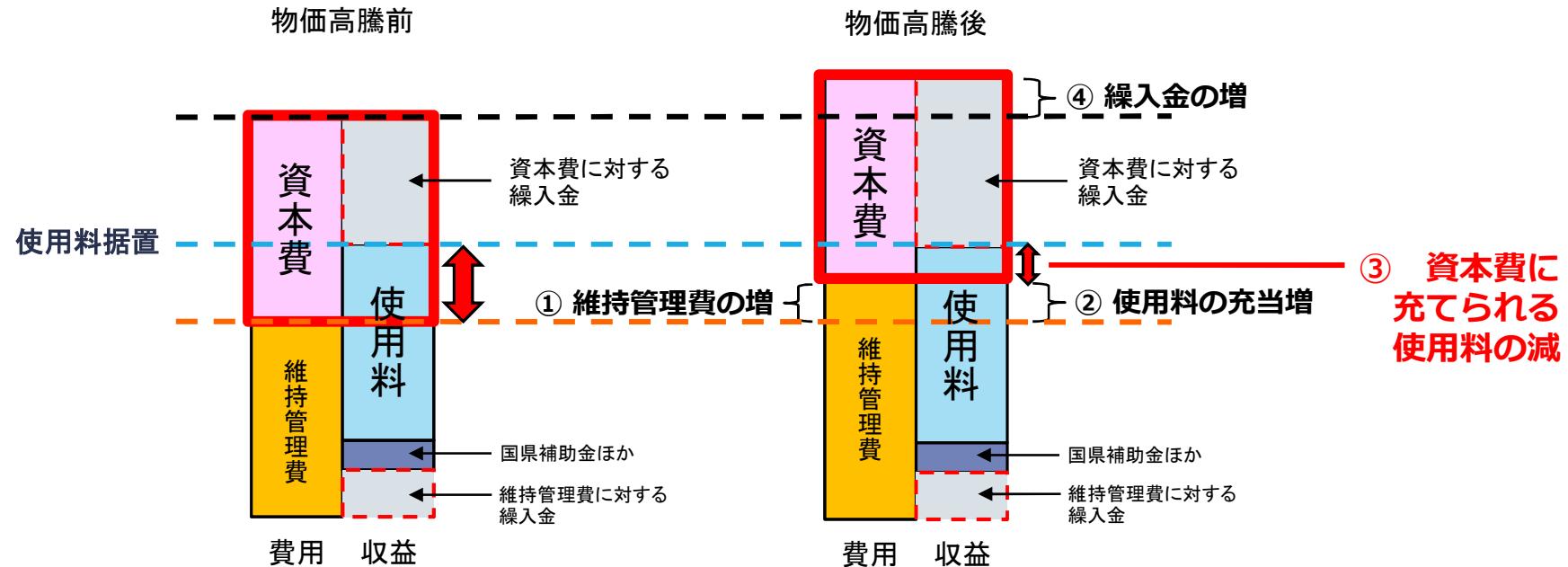
## 2 経営目標の再設定と使用料改定率について

### (1) 現行経営戦略設定目標の振り返り

- 現行経営戦略では、一般会計からの基準外繰入が無くても今後50年以内(R37～R40)に一度は黒字化することを目標に、最低限の使用料改定率10%を設定しました。
- 資本費平準化債の制度拡充により、多額の一般会計からの基準外繰入が不要になりました。その結果、最終損益は大幅に改善することになりました。
- 50年間の長期目標を設定した場合、目標期間中に生じる様々な経営環境の変化によって、投資財政計画が実態と大きく異なってしまうことから、次期経営戦略では、5～10年間の中期目標を設定し、進捗管理していくことが望ましいと思われます。



## 2 経営目標の再設定と使用料改定率について (2)新しい経営目標設定の考え方

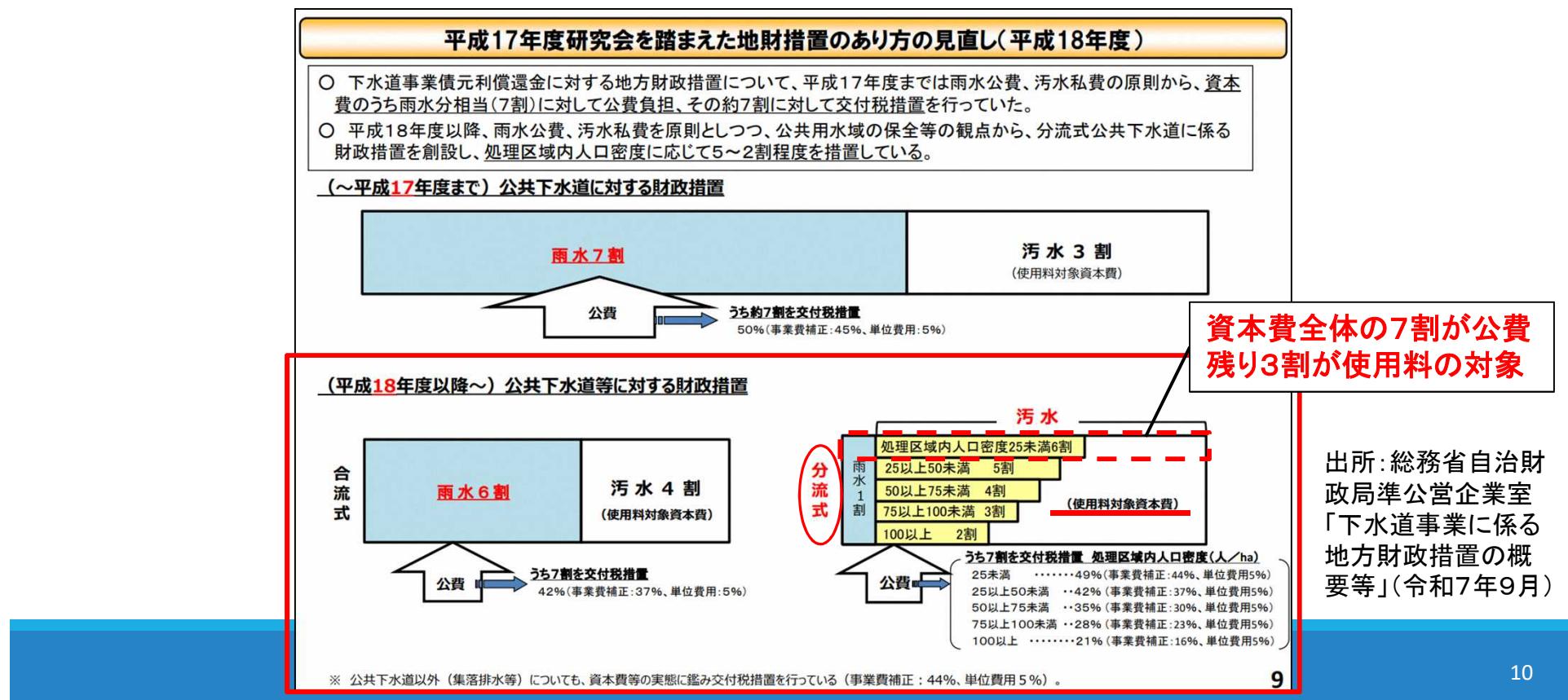


### ＜物価高騰と使用料・繰入金との関係＞

- ① 物価高騰で維持管理費が増える。
  - ② 維持管理費を賄うために使用料の充当が増える。
  - ③ 使用料を据置にしている場合、資本費に充てられる使用料が減る。
  - ④ 資本費を賄うために繰入金が増えてしまう。
- 使用料の適正水準を図る指標として「資本費対使用料算入率」を目標設定します。
- 資本費対使用料算入率 = 資本費に充てた使用料(赤矢印部分) ÷ 資本費 × 100

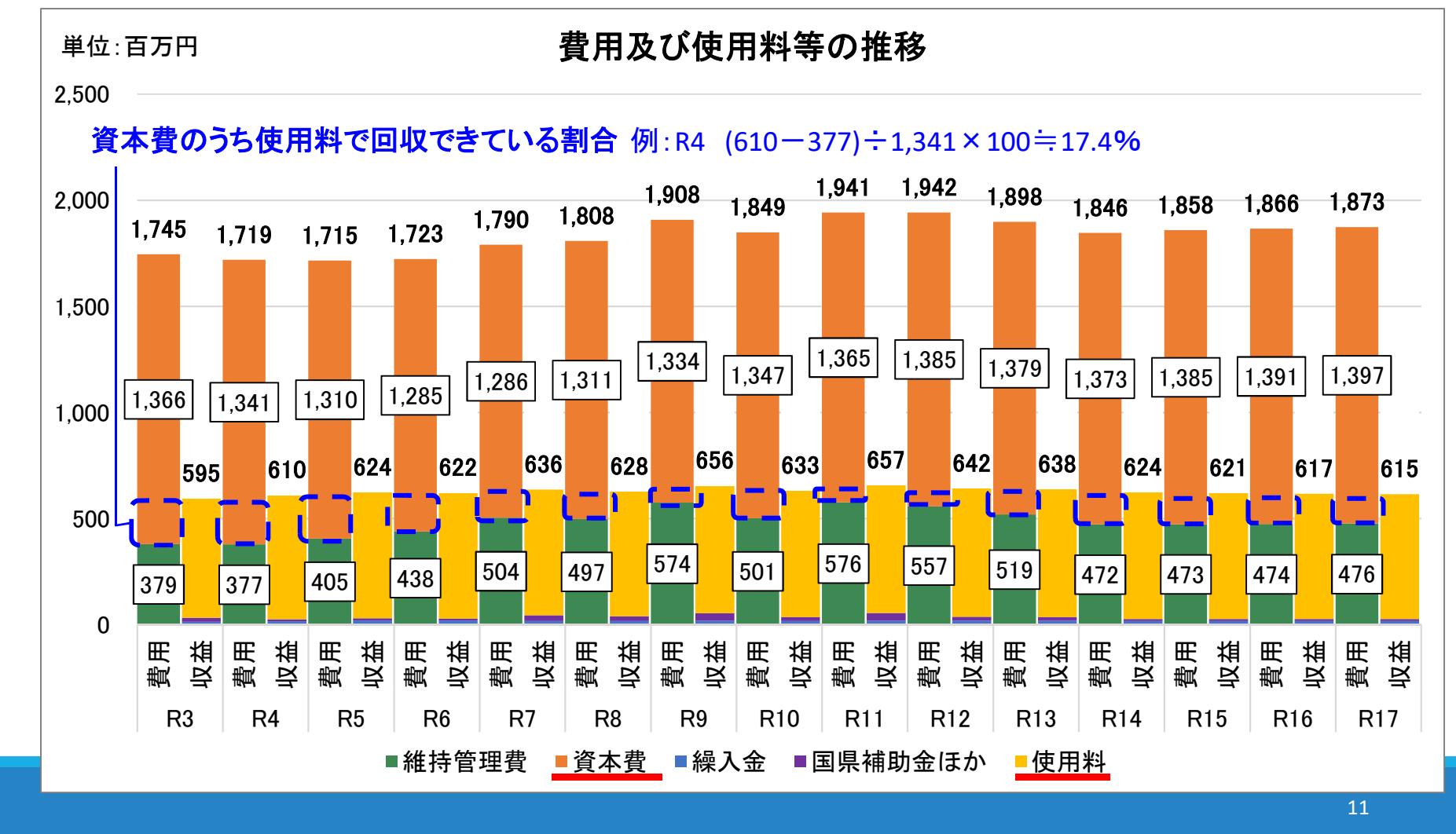
## 2 経営目標の再設定と使用料改定率について (3) 資本費対使用料算入率に係る国の考え方

- 公営企業は独立採算制を経営の基本原則とし、下水道事業では、雨水処理に要する経費は公費で負担し、汚水処理に要する経費は使用料で賄うことが原則です。しかしながら、下水道事業は水道事業と比較して、多額の投資が必要になること等から、汚水処理に要する経費のうち資本費に対して、国からの財政的な支援があります。
- 資本費に対する国からの財政的な支援における考え方の中では、本市の規模の場合、**資本費の3割(30%)を使用料で回収することが前提とされています。**



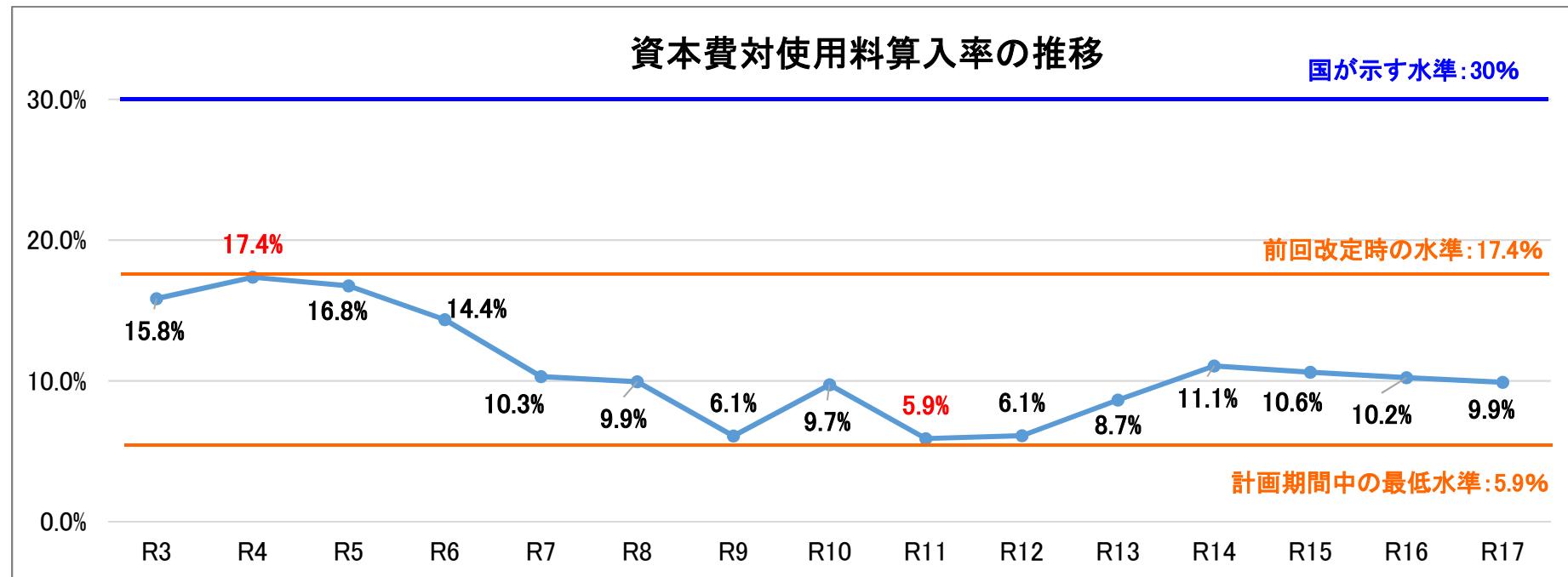
## 2 経営目標の再設定と使用料改定率について (4)資本費対使用料算入率の見込み①

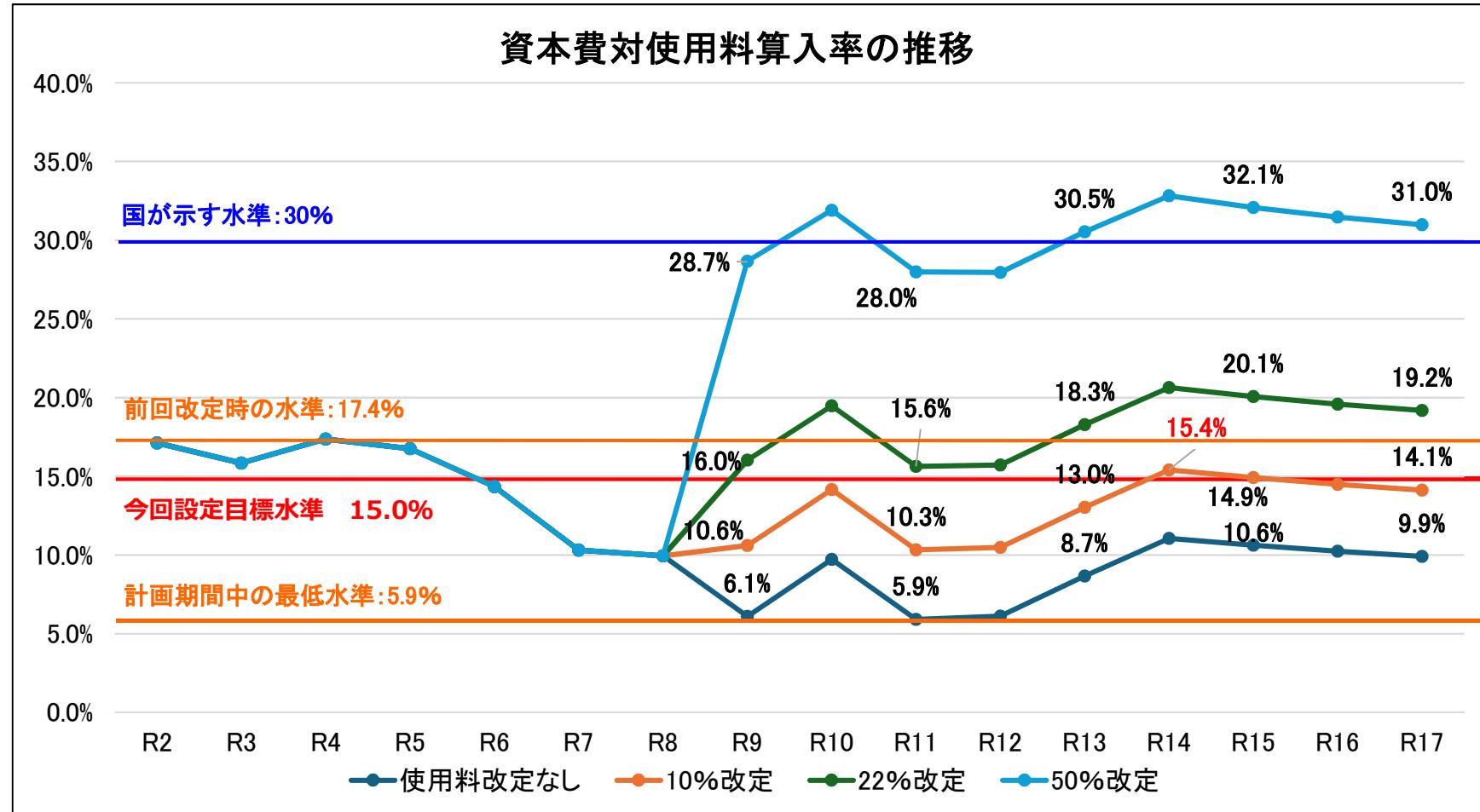
- 物価高騰等の影響を受けて、維持管理費が大幅に増加する見込みとなっていることから、資本費に充当できる使用料収入の水準が今後悪化していきます。



## 2 経営目標の再設定と使用料改定率について (4)資本費対使用料算入率の見込み②

- 資本費対使用料算入率(資本費のうち使用料で回収できている割合)は、使用料を改定した令和4年度では17.4%ですが、物価高騰等の影響を受けて低下し、向こう5年間(R8～R12)では5.9%の水準まで低下する見込みです。





- 国が示す「資本費の3割(30%)」の達成のために必要な使用料改定率は、約50%です。
- 令和4年度の水準で維持するために必要な使用料改定率は、約22%です。
- 国が示す水準の半分である15%を目標に設定した場合、今後10年間で目標水準を概ね達成できる使用料改定率は、約10%です。 → 事務局案 使用料改定率10%

### 3 下水道使用料体系について

#### (1) 現行の下水道使用料体系と改定案

改定率10%分の使用料収入を確保するために、現行の体系から一律10%増改定を提案します。

下水道使用料体系(1か月当たり税込み額)

区分	水量区分	現 行	改定案	改定額(率)
一般排水	基本料金	1,408円	1,548円	140円(10%)増
	10m <sup>3</sup> まで (基本水量)	0円	0円	—
	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	156.2円	171.8円	15.6円(10%)増
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	167.2円	183.9円	16.7円(10%)増
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	179.3円	197.2円	17.9円(10%)増
	100m <sup>3</sup> を超える分	191.4円	210.5円	19.1円(10%)増
特定排水	基本料金	一般排水と同じ	一般排水と同じ	—
	超過料金	10m <sup>3</sup> を超え750m <sup>3</sup> まで	一般排水と同じ	—
		750m <sup>3</sup> を超える分	267.4円	24.3円(10%)増

工場・事業所等のうち、使用量が750m<sup>3</sup>/月を超える部分

### 3 下水道使用料体系について (2) 近隣自治体との使用料体系の比較

(1か月当たり、税込み)

水量	米原市(現 行)		改定案		長浜市		彦根市(R8.4~)	
	単 価	遁増度	単 価	遁増度	単 価	遁増度	単 価	遁増度
基本料金	1,408円	—	1,548円	—	1,351円	—	1,628円	—
0~10m <sup>3</sup>	基本料金に含む	—	基本料金に含む	—	基本料金に含む	—	基本料金に含む	—
11~30m <sup>3</sup>	156.2円	—	171.8円	—	148.5円	—	165.0円	—
31~50m <sup>3</sup>	167.2円	7%	183.9円	7%	161.7円	9%	176.0円	7%
51~100m <sup>3</sup>	179.3円	7%	197.2円	7%	168.3円	4%	187.0円	6%
101~250m <sup>3</sup>	191.4円	7%	210.5円	7%	176.0円	5%	198.0円	6%
251~750m <sup>3</sup>	191.4円 ※ 米原市は、101~750m <sup>3</sup> は1区分です。	7%	210.5円 ※ 米原市は、101~750m <sup>3</sup> は1区分です。	7%	189.2円	8%	198.0円 ※ 彦根市は、101~750m <sup>3</sup> は1区分です。	6%
751m <sup>3</sup> ~	243.1円	27%	267.4円	27%	253.0円	34%	264.0円	33%

- 現在の使用料体系は、汚水量が多くなるにつれて負担が大きくなる**遁増型**の使用料体系を採用しています。遁増型は、少量の水を使用する家庭には配慮しつつ、限られた水資源を節約するためには有効です。
- 遁増度=(上位の水量区分単価÷下位の水量区分単価-1)×100
- 一般的に、遁増度は低いほど、水量区分間における負担感の格差は正を図ることができますが、仮に、どこかの水量区分で単価を下げた場合、他の水量区分で単価を上げながら、総額で今回の改定率に相当する使用料を回収できるように調整する必要が生じます。
- 現行使用料体系の遁増度は、近隣自治体と比較しても同程度であることから、これを維持することが望ましいと考え、**一律10%改定を提案**するものです。

### 3 下水道使用料体系について (3) 近隣自治体との使用料の比較

(1月当たり、税込み)

水量	現 行		改定案		長浜市		彦根市(R8.4~)	
	使用料		使用料	現行との差額 (増加率)	使用料	改定案との差額 (長浜市-改定案)	使用料	改定案との差額 (彦根市-改定案)
0m <sup>3</sup>	1,408円		1,548円	+140円 (+9.9%)	1,351円	-197円	1,628円	+80円
8m <sup>3</sup> (単身1人家族)	1,408円		1,548円	+140円 (+9.9%)	1,351円	-197円	1,628円	+80円
15m <sup>3</sup> (高齢2人家族)	2,189円		2,407円	+218円 (+10.0%)	2,094円	-313円	2,453円	+46円
25m <sup>3</sup> (1世帯4人家族)	3,751円		4,126円	+375円 (+10.0%)	3,579円	-547円	4,103円	-23円
36m <sup>3</sup> (2世帯6人家族)	5,535円		6,088円	+553円 (+10.0%)	5,292円	-796円	5,984円	-104円
100m <sup>3</sup>	16,841円		18,525円	+1,684円 (+10.0%)	15,970円	-2,555円	17,798円	-727円
1,000m <sup>3</sup> (特定排水)	202,026円		222,228円	+20,202円 (+10.0%)	200,220円	-22,008円	195,998円	-26,230円

➢ 一律10%改定案を採用した場合における、一般的な家庭モデルケースの下水道使用料は上表のとおりです。

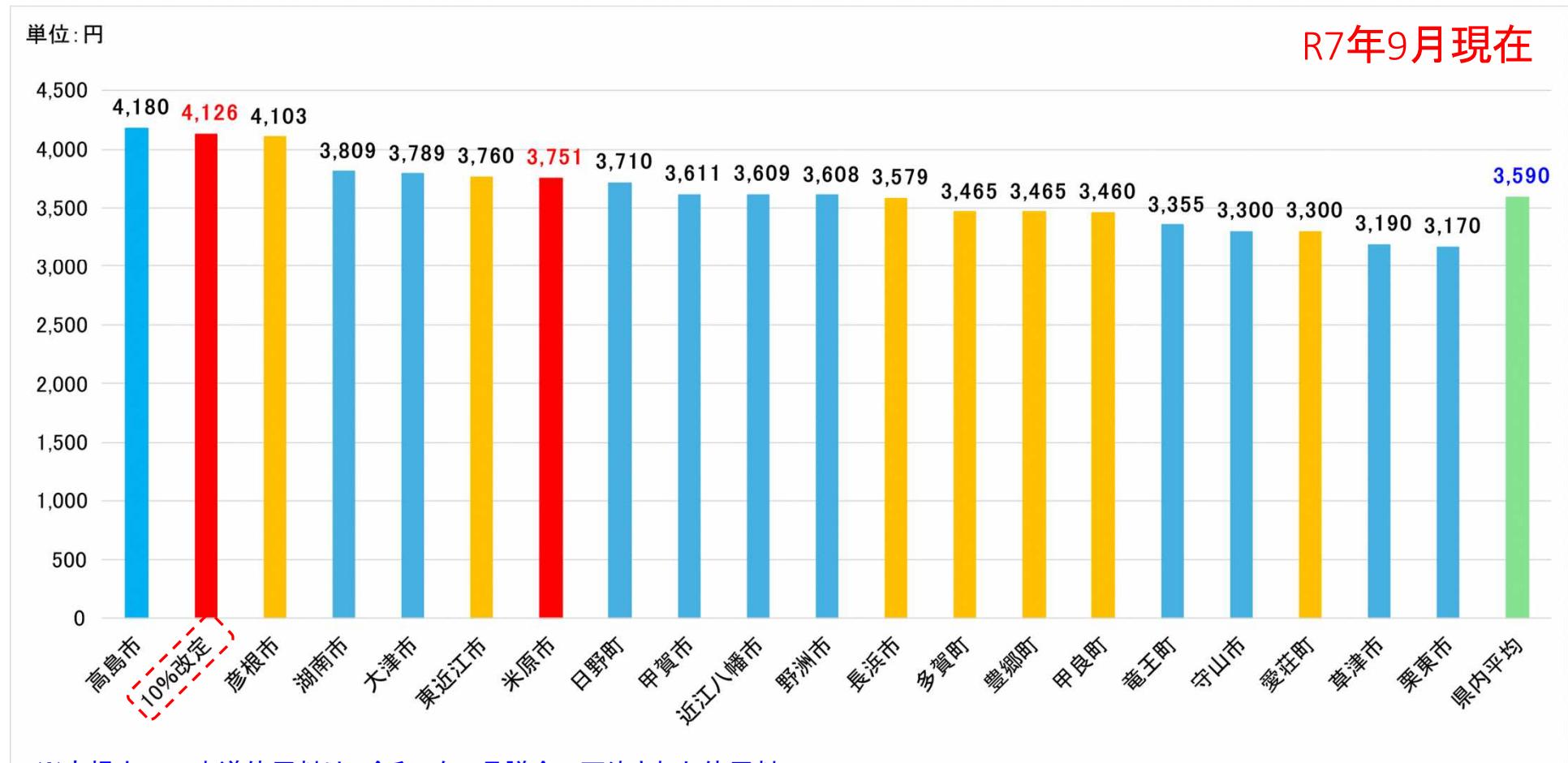
➢ 彦根市との比較では、本市の改定後の基本料金単価の方が低いため、一定の水量までは、本市の使用料が低くなりますが、従量単価は改定後の本市の単価が高いため、25m<sup>3</sup>では逆転しています。

## 參考資料

# 参考 改定率の算定過程

単位:千円		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
使用料収入等	(1)	627,532	655,571	632,587	656,879	641,948	638,329	624,189	620,533	616,896	614,912	
うち、使用料	(2)	588,571	602,109	597,311	602,800	604,928	602,952	597,698	594,110	590,541	588,598	
維持管理費	(3)	497,122	574,259	501,494	576,151	557,246	518,933	472,242	473,328	474,476	476,384	
資本費充当使用料	(4)=(1)-(3)	130,410	81,312	131,093	80,728	84,702	119,396	151,947	147,205	142,420	138,528	
資本費	(5)	1,310,688	1,333,689	1,347,155	1,365,174	1,384,758	1,378,599	1,373,412	1,385,164	1,391,066	1,397,026	
資本費算入率	(6)=(4)÷(5)	9.9%	6.1%	9.7%	5.9%	6.1%	8.7%	11.1%	10.6%	10.2%	9.9%	
① 資本費 × 30%	(7)	393,206	400,107	404,147	409,552	415,427	413,580	412,024	415,549	417,320	419,108	
② 資本費 × 17.4%	(8)	228,060	232,062	234,405	237,540	240,948	239,876	238,974	241,019	242,046	243,082	
① 資本費 × 30% に必要な改定率	(9)=[(7)− (4)]÷(2)	44.6%	52.9%	45.7%	54.5%	54.7%	48.8%	43.5%	45.2%	46.6%	47.7%	
		R8～R12平均改定率:50.5%					R13～R17平均改定率:46.3%					
② 資本費 × 17.4% に必要な改定率	(10)=[(8)− (4)]÷(2)	16.6%	25.0%	17.3%	26.0%	25.8%	20.0%	14.6%	15.8%	16.9%	17.8%	
		R8～R12平均改定率:22%					R13～R17平均改定率:17.0%					

## 参考 県内各市町の下水道使用料の水準(使用水量25m<sup>3</sup>当たり)



※彦根市の下水道使用料は、令和7年9月議会で可決された使用料（令和8年から適用）で算定しています

## 東北部處理區管內